

令和7年7月理事会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月28日（月） 15時00分 ～ 16時57分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 理 事 長             | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事           | 山 崎 章 一 |
| 公 益 代 表 理 事       | 播 磨 俊 郎 |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 木 倉 敬 之 |
| 同                 | 紙 田 英 明 |
| 同                 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 西 尾 多 聞 |
| 同                 | 小 林 司   |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 茂 松 茂 人 |
| 同                 | 長 島 公 之 |
| 同                 | 鈴 木 邦 彦 |
| 同                 | 内 堀 典 保 |
| 公 益 代 表 監 事       | 宮 田 晶 子 |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事   | 平 川 則 男 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰   |
| 常 任 顧 問           | 加 瀬 勝   |
| 参 与               | 森 昌 平   |
- 4 議 題
- 1 役員選任の認可
  - 2 議事
    - (1) 役員を選任（案）
    - (2) 理事長特任補佐の選任（案）
  - 3 報告事項
    - (1) 自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況
    - (2) レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付の状況
    - (3) 支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表
    - (4) 令和6事業年度前期高齢者特別会計等の決算の承認

(5) 「支払基金改革の進捗状況」に係る今後の報告

#### 4 定例報告

(1) 令和7年5月審査分の審査状況

(2) 令和7年6月審査分の特別審査委員会審査状況

(3) 令和7年6月理事会議事録の公表

#### 5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、紙田理事、長島理事にお願いをする。

また、本日は保険者代表の篠原理事、被保険者代表の樋口理事、また、公益代表の山本理事も急遽体調不良によって欠席をしている。この結果、本理事会は理事会構成員である理事長及び理事総数15名のうち、12名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題に入る前に、先月の理事会において議決いただいた公益代表理事の山崎章一氏、診療担当者代表理事の内堀典保氏の選任について、厚生労働大臣宛て認可申請をし、令和7年6月25日付をもって認可を受けたので、ご報告をさせていただく。内堀理事におかれては、本理事会から出席されているので、最初にご挨拶をお願いする。

(内堀理事挨拶)

それでは、議題に入る。

理事の認可については、先ほどご紹介したとおりである。

議事(1)役員を選任(案)について、お諮りする。

先月、被保険者代表の寺田正人理事から退任したい旨の申出があったことをご報告した。支払基金法及び定款の規定に基づき所属団体に候補者の推薦を求めたところ、被保険者代表の理事として、スライド6にあるとおり、日本化学エネルギー産業労働組合連合会事務局長の森裕樹氏が推薦されたので、理事に選任することとしたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、理事に選任することとする。

支払基金法に基づき、直ちに、厚生労働大臣宛て認可申請をすることとする。

なお、森裕樹氏の任期については、支払基金の定款により前任者の残任期間となっているので、令和8年8月26日までとなる。

続いて、議事(2)理事長特任補佐の選任(案)について、お諮りする。本議題が終了するまでの間、当事者である佐々木医療情報化推進役、安藤医療情報化推進役は退席をさせていただく。

(佐々木医療情報化推進役、安藤医療情報化推進役 退席)

お手元のスライド8以降をご覧ください。

7月7日付の厚生労働省人事により、オンライン資格確認担当の理事長特任補佐である小澤及びデータヘルス担当の理事長特任補佐である三好については、辞職したことを報告する。このことから、理事長特任補佐の後任人事について、お諮りしたい。

スライド9、スライド10をご覧ください。

スライド10から理事長特任補佐の選任理由について具体的な理由が書いてあるので、ご覧いただければと思う。

まず、抜本改組・診療報酬改定DX担当の理事長特任補佐について、現在、支払基金を医療DXに関するシステムの開発運用主体の母体として、抜本的に改組することを内容とする医療法等の改正案が国会に提出され、継続審議の扱いとなっている。今後、抜本改組に向け様々な準備を進めていく必要がある。抜本改組の検討においては、昨年7月に支払基金の中に抜本改組への対応に関する検討会議を設置し、私のリーダーシップの下で改組後のガバナンス体制、例えば運営会議とか、審査支払運営委員会とか、新しい組織体制になる、改組後の医療DX部門の部の在り方、人材確保など様々な課題について、検討、協議を行い、厚生労働省とも連携、調整をして、全体的な統括を行い進捗管理しながら進めていく必要がある。

医療DXの重要な柱である診療報酬改定DXにおける共通算定モジュールの開発について、来年の6月のリリースに向け、現在開発に取り組んでいるところである。

また、国保との審査支払システムの共同開発などについて、的確に進捗管理を行い、厚生労働省、デジタル庁、医療関係者、保険者、国保中央会等と調整を行う必要がある。

このため、私の補佐をして、厚生労働省や関係する機関などとハイレベルでの調整を行っていく職務を行う者として、かつて現在の経営企画部に相当する総合企画部長の経験もあり、厚生労働省で大臣官房の情報化担当の参事官を経験し、医政局の総務課長、また、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官等を歴任し、様々な調整経験を有している佐々木裕介を理事長特任補佐に選任することとしたいと考えている。

続いて、データヘルス担当について、スライド11である。

今年12月には、健康保険証の廃止を見据えて、オンライン資格確認等システムの一層の安定的な運用に努める必要がある。

全国医療情報プラットフォームを構成する電子処方箋管理サービスの安定的な運用、電子カルテ情報共有サービスについては、本年度中に本格運用を行うことになっているので、これらを着実に実施していく必要がある。

また、介護情報基盤、予防接種記録・予診情報管理システム等についても、令和8年度から本格的な稼働が始まることから、これらとの間で資格とか、情報の連携が可能となるよう、オンライン資格確認等システムの改修を行う必要もある。

研究者、自治体等の依頼に応じて、既にナショナルデータベースの医療情報の提供、支援等を担っているところであるが、ナショナルデータベースとか、レセプトデータに関する分析力を活かして、保険者協議会への参加等、医療DXを担う組織への改組を展望して、今後データヘルス事業全般を強力に推進していく必要がある。

こうしたことから、厚生労働省、デジタル庁、医療関係者、保険者等とハイレベルでの調整を行っていく職務を担当する者として、前の審査事務集約の時の法案担当として保険局の保険課長を経験し、また、直前には総合政策統括担当の参事官を経験し、様々な政策立案や調整業務を担ってきた安藤公一を理事長特任補佐に選任することとしたいと考えている。

任期については、支払基金内規により2年としているので、両者とも今日ご理解が得られれば、29日から令和9年の7月28日までとしたいと考えている。

説明は以上となる。

ただいまの理事長特任補佐の選任について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、佐々木医療情報化推進役を抜本改組・診療報酬改定DX担当の理事長特任補佐として、安藤医療情報化推進役をデータヘルス担当の理事長特任補佐として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、両医療情報化推進役を理事長特任補佐として選任することとする。

退席をしている医療情報化推進役には、理事会に戻っていただくので、

しばらくお待ちいただきたい。

(佐々木医療情報化推進役、安藤医療情報化推進役 入室)

理事長特任補佐として、ただいま選任された、佐々木と安藤を紹介させていただきます。

初めに、佐々木医療情報化推進役から挨拶をさせていただきます。

(佐々木医療情報化推進役挨拶)

続いて、安藤医療情報化推進役から挨拶をさせていただきます。

(安藤医療情報化推進役挨拶)

次に報告事項に移る。

報告事項(1)自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況に係る、

- 審査の目標に係る趣旨の周知
- システム運用上の対策
- 職員に対する情報セキュリティ及びコンプライアンス意識の徹底
- 組織風土の改革
- 地方組織における主な取組状況
- 今後のスケジュール

について報告。

-----

(理事長)

ただいまの自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況等の説明ということで、いろいろな対策を行っていただいていることに関しては、理解している。ただ、この中身はあくまで内部での状況ということで、改善も含めて、外部の目を通して、詳細な検証が行われている訳ではないので、今後行われる

監事による監査や委託元監査等の結果を待ちたいと思っている。

原審査の手数料の3層化と、それから再審査の手数料、これは令和8年度から導入の枠組みが昨年の10月の中期財政運営検討委員会と、それから理事会で決定されているが、この自動遷移ツールの不適切事案の発生によって、肝心の原審査の質の確保、これの枠組みの前提が崩れているものと我々は認識している。この不適切事案を受けて、本年度の契約更改では、新たに委託元監査の実施、それから目視対象レセプトを全件目視によって点検を行うということを明記したところである。

委託元監査については、既に健保連が8月19日に東京センター、それから9月上旬には基金本部への監査を行う。目視対象レセプトの点検状況等を詳細に確認する予定となっている。新たに契約に盛り込まれた内容についての確認検証が完了していない中で、今回問題となった原審査の不適切事案が外部検証を完結する前に新手数料体系等の導入等を進めることは、今回の不適切ツールの事案をあまりにも軽く見ていると受け止められかねないと、あり得ないと考えている。

今月2日に、健保連で実施した全国の健康保険組合の理事長、常務理事等で構成する委員会の中で、少なくとも令和8年度からの実施は見送るべきであると、時期尚早である、性急過ぎるとの意見が各委員から出ている。結果的に全会一致での決議となった。今回のこの件の原因究明とか、改善状況の確認を最優先していただき、第三者の目を通して承認いただくことが一番重要である。

以上のことから、新手数料体系の令和8年度からの導入についてはあり得ない、一度立ち止まって考えるべきであり、即刻延期すべきと考えている。

新手数料体系の議論はそれからであり、全てが終わってから、改めて議論を行うこととしてはいかがかと考えている。

以上、健保連からの提案、お願いである。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

審査支払の基盤となるのが、保険者と診療担当者、両方の審査に対する信頼である。今回の自動遷移ツール事案により失われてしまったこの信頼というものをしっかり回復するというのが、今後進めていく上での大前提である。その信頼回復ということでは、先ほどご指摘もあったが、内部による様々な検討とか、調査はしっかりされており、報告もされているが、やはりこれだけの重大な事案であるので、客観的な第三者的な外部の目を通したしっかりとした監査というのが重要である。

それを踏まえて、特に手数料に関しては、それをお支払いになる方々が十分にこれは大丈夫だと、信頼を回復した上で進めていただくことが大前提ではないかと考える。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

上司が部下の抱えている課題や悩みを傾聴し、丁寧に把握をするとなると、自動遷移ツール事案に関連することだけではなくて、幅広い悩みを聞くとも受け取れるが、産業医の立場からすると、メンタルヘルスとか、そういうような相談も含まれてしまうのではないかという気もする。そういうものは上司に話すべき筋合いのものではなく、別のルートがしっかり確保されているとは思いますが、どの様に、その辺は切り分けているのか、支払基金の取り組み方の具体的な内容を教えていただきたい。

(事務局)

こちらの1on1については、いわゆる管理職と部下のコミュニケーションの一環でやっているものであり、内容的には、再発防止策というところに限定されることなく、管理職のほうで、職員のいろいろな悩みとか、課題を傾聴した上で、一緒になって解決策を考えていくという場であるので、職員の悩みの内容によっては、職員の心身的状況とか、そういったものを鑑みた上で、メンタル面のケアが必要ということであれば、産業医に相談するなど、必要に応じた対応のほうを進めていかなければならないケースも当然あるとは想定している。

(診療担当者代表理事)

やはりメンタルの問題とオーバーラップするようなこともあるかと思うので、そこはしっかりと切り分ける必要がある。私のところであれば、上司に関係なく秘密保持をした上で、専門職に相談できるような仕組みを作っている。そういうものが多分あるとは思いますが、上司が、「メンタルヘルスのほうへ行ったほうがいい」とか、振り分けをするのもおかしいと思うので、その辺はしっかりと本人の立場を守っていただけるような仕組みで行っていただきたい。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

1月理事会でも少し申し上げたが、中期財政運営検討委員会で検討している内容、その出発点は何だったかという点は、やはり課題として残っていると思う。制度別の再審査の状況をどう見るかという点、再審査の件数も増えているという点、それらについて、今後の円滑な運営のためにどうしていくのか、継続的に改善をはかっていかなければならない。そこは立ち止まらないほうが良い。

そのような中、この自動遷移ツールの事案が出たというところで、私も再発防止が大事だと思う。

支払基金の審査の質については、実績が上がっていることを踏まえれば、私は揺らいでいないと思う。一方で、関係者間の納得という点は確かに大事であり、私がジャッジする立場にはもちろんないが、関係者間の納得感を醸成していくためにどうしていくか、丁寧な議論をするしかないと思う。中期財政運営検討委員会における検討の出発点の課題との両立をはかることができるよう何とか解を見出せればと思う。

また、今日報告いただいた再発防止の進捗で、業務フォローアップツールを通じて、改善や検討に生かしていただいていることは「もしかしたら職員の間にも改善要望を出しても意味がないという諦め感があるのではないか」と私は思っていたので、そういった諦め感の解消につながることもなると思う。

そうした地道な取組を、ぜひ継続して行っていただいて、あとは、納得感というものをどうしていくかは、やはり皆さんとともに考えるしかないと思う。

(保険者代表理事)

これまでも申し上げてきたが、今、被保険者代表理事も発言されたように、両方を進めるべきである。信頼回復とともに、我々は再審査を本当に根拠のあるものに絞って、支払基金の原審査に資するものとして、理由を明確にして提出をする。その結果として、今日も報告があるが、我々の再審査の認定率、査定率も向上して37.7%、また今月報告でも少し上がっている。

それから、スライド59にあるように、職員契機による発見率というか、原審査の質も上がっている。これは事実である。

ただ一方で、この間に、職員がコンプライアンスを重視してこなかったことについては、徹底した再発防止策について、監事にもご指摘をいただいて、策定をして今進めている訳である。これを審査の委託元である保険者の現地の確認も必要であれば、監査もしていただいて、一刻も早く職員が意識をもっと高く持って、徹底したルールの下に、より原審査の質も量

も高めていただけるようにしていただきたい。それは、我々保険者としての、協会けんぽとしての願いでもある。

一方で、再審査については、スライド56で出てくるが、100万件に達するような状況で、原審査の処理にも支障を生じかねないことを繰り返し、支払基金も各保険者をお願いをされて、再審査を本当に根拠あるものに絞り明確なものとして出してほしいと言ってきた。協会けんぽも、支払基金の各審査委員会事務局と我々47支部の点検員たちも参加する協議の場で勉強もさせていただいている。これは恒常的にやっている。その中で、支払基金の職員の原審査に対する意識も確認をさせてもらいながら、進めてきている。この両方をやって、再審査については、根拠を持って出したものと、数を多く出してしまったものとの手数料の差ということは、もともとの支払基金法、4年前の改正のときにも、審査の内容に応じたものによって手数料の設定を考えるということであった訳で、それが2階層化、さらに3階層化を進める。さらに再審査については、その件数に応じたものにするということに進んでくる。これが今の中期財政運営検討委員会で議論しながら進めてきたことである。歩みを止めずに、両方をきちんと進めていただきたい。よろしく願います。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

ただいま、理事の皆様から、新しい手数料体系の導入については、当事者間の信頼関係が何より重要であるというご意見、また中期財政運営検討委員会の出発点、その時の問題点と信頼回復、再発防止を同時に進めていくべきだというご意見など、様々なご意見を賜った。

最初に、今日いただいたご意見をしっかりと受け止めて、再発防止に真摯に取り組んでいきたいと考えている。その一方で、今年度の事業計画、収支予算案においては中期財政検討委員会の検討結果を踏まえて処理コストに応じた新たな手数料体系について検討を進めるとしており、令和7年度予算においては、新手数料体系導入のためのシステム改修経費を計上させていただいている。

先ほど冒頭、内部だけではなくて外部からの目を見たチェックが必要ではないかというご意見もいただいた。この後、監事監査、委託元監査等も予定されているので、その状況については理事会の場にも報告をさせていただいて、再発防止策の進捗状況が、先ほど申し上げたように支払基金として最高意思決定機関である理事会で機関決定している事業計画の予算を、

予定どおり実施してよいのか、この点についてご確認をいただき、理事をはじめとする関係者の皆様のご理解をいただきながら、検討を進めるととさせていただきますたいと思っています。

今後、監事監査、委託元監査もあるので、今日の段階でやるとかやらないとか決めるのは、まだ私自身、時期尚早ではないかと思うので、先ほど申し上げたような状況もご報告をさせていただいて、機関決定させていただいた事業計画や予算を予定どおり執行してよいものかどうか、ご確認をいただいた上で判断を賜りたい。

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がなければ、次に報告事項(2) レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付の状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付の状況に係る

- 基金職員による「書類の誤送付」の発生状況（令和7年4月～6月）
- 個人情報保護委員会への報告対象事例  
（医療機関等・保険者等への誤送付事案）
- 誤送付に係る本部からの指導等  
について報告。

(理事長)

ただいまのレセプト及び請求支払関係帳票の誤送付の状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

これは3か月ごと定期的に報告いただいで厳しくやっていたいしていることは分かるが、どうしても誤りが出てしまう。我々保険者も審査をお願いしているレセプトの場合には共同の名前で個人情報保護委員会に報告をさせていただいている、実務的には支払基金に報告者を書いていただいでいるが、我々にもご報告いただいた上で連名で報告をしている。

そういうことで、1件でも無くすためにも、今回の紙レセプトがどうしても残ってしまうものについて、ホチキスとか本当に物理的な問題があった訳であるが、医療機関側のご理解も得て、紙処理ではないものに何とか早く移行していただいで、物理的な問題が起きないように、またご努力を

いただきたいと思う。

それから、最後の神奈川事務局等の話だが、これも繰り返しお願いをしてきたが、要配慮のものでないものであっても、我々も47支部で複数の人間で宛先と中身を確認することを複数ラインでやっている。これは支払基金でもラインも増やしていただいたと前も報告いただいているが、それが形骸化していないか。我々も大量に処理をするので、意識を持って臨まなければいけないということを徹底しているが、繰り返し体制を見直しながら、自動化できる以外の人間が関与しないとイケないものについては、人間はミスするものであることを前提に対応をお願いをしたい。

もう一点、日本郵便が1件だけであったが、我々も繰り返し日本郵便にも誤配送、未配送があるたびに具体的な郵便局の名前を挙げて指摘をさせていただいている。日本郵便株式会社の本社からも各郵便の支社に徹底をさせていただいていると伺っている。例えば去年から資格情報のお知らせ、資格確認書等の大量発送がある時にも、事前に日本郵便にこれだけのものをこの地域で発送をお願いすることになることをお知らせして、徹底した体制を組んでいただいている。今年もマイナンバーカードに保険証がまだ紐づいていない方々、希望された方々に資格確認書を大量発送する時期がこれから来るので、それを改めてお願いしているが、1件といえどもこれが全体の数になる可能性があるので、支払基金からも繰り返し日本郵便に注意喚起をお願いしていただきたい。

#### (事務局)

まず1件目の紙レセプトについては、医療機関等にまたお願いをして、オンライン化の推進に努めてまいりたい。

それから、神奈川事務局で起きた件についても、今、理事が発言されたとおり、形骸化していないかどうか、それからその意識を持ってやるように、これからも体制を整えてまいりたい。

最後に、日本郵便については、昨年3月に申入れをして、来月8月に1年間分の誤配送の状況、それから各郵便局からいただいた顛末書を添えて、今年も申入れを行う予定である。

#### (保険者代表理事)

よろしく願います。

#### (理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、報告事項(3)支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）の公表について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）の公表について報告。

（理事長）

ただいまの支払基金における審査の一般的な取扱いの公表について、質問、意見等があればご発言ください。

（質問・意見等なし）

特段の質問、意見等がなければ、次に報告事項(4)令和6事業年度前期高齢者特別会計等の決算の承認について、前月の理事会で議決をいただいて、前期高齢者特別会計から子ども・子育て支援納付金特別会計、スライド43の一番下の10番子ども・子育て支援納付金特別会計についてはこども家庭庁長官宛て、その他については厚生労働大臣宛て承認申請をしていたところ、スライド43にあるように全て承認されているので、ご報告をさせていただきます。

続いて、報告事項(5)「支払基金改革の進捗状況」に係る今後の報告について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

「支払基金改革の進捗状況」に係る今後の報告について報告。

（理事長）

ただいまの「支払基金改革の進捗状況」に係る今後の報告について、質問、意見等があればご発言ください。

（診療担当者代表理事）

この報告というよりは、支払基金の全般的なことを確認させていただく。支払基金の抜本的な改組に関わる医療法の改正が前国会では成立しなかった。恐らく今後成立するとは思われるが、時期がまだ明確でない。そのことが現在、あるいは今年度、あるいは来年度の支払基金の業務に何か支障を来すというようなことはないという理解でよろしいか。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。通常国会閉会前の自民党、公明党、維新との3党合意において、電子カルテ情報について支払基金に対する提供を進めるということから、そのことについても合意事項に盛り込まれており、我々の認識としては、本則及び附則について必要な修正を加えた上で、今年中の成立を図るとというのが3党合意だと承知している。

この先、ただいま参議院選の後を受けて政局が若干流動的ではあるが、法案が成立すればそれに向けて準備を進めていく必要があると考えている。支払基金の抜本改組は、公布後1年半以内の施行となっているので、成立すれば一定の準備時間はあるものと考えている。

ただ、成立を完全に待っていると、なかなか難しいものもある。例えば、今この本部のある建物は既に50年ぐらい経っていて、立ち退きを求められている状況にあり、なおかつデータヘルス部門は毎年20人以上増員をしているので、既に執務スペースが確保できないような状況になっている。

それから、新しい組織になると、運営会議だとか審査支払運営委員会もあり、医療DXに関する中期計画を立てるとか、年度計画を立てるとかそういう問題、また定款の変更等、様々な準備がある。成立を待って準備をしていると間に合わないものもあるので、先ほど理事長特任補佐の選任のところで申し上げたが、抜本改組に対応する検討会議は昨年7月に設置をしており、現在10の検討チームを設けて、テーマごとに検討を進めている。仮に成立が少し遅れても、施行時期に間に合うようにしっかりと進捗管理をして取り進めていきたい。予算編成をする来年の2月には、一定の方向性を持って予算なり事業計画なりでお示しするように、準備を進めていきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

各党とも医療DXの推進にはむしろ前向きと思っているが、また今後進展があったら、適宜教えていただければ幸いである。

(理事長)

また何がしかの進展があつてご報告する必要がある場合には、理事会にもご報告させていただきたい。

(被保険者代表理事)

改革の進捗状況の報告内容は、今後も配付されるということではあるが、今まで報告されていた内容は、先ほど来、お話がある信頼関係という点でいずれも大事な項目だと思う。審査実績の推移や、不合理な差異の解消の取組、そしてそれを可視化していくと。こういったことは、定例報告では

無くなったとしても、ぜひ着実に進めていただき、それが信頼関係の回復・醸成にきちんと資するように、取組を継続していただきたい。

(事務局)

ご指摘のとおり、審査実績の推移については、定例報告の中で今後は報告していくということで、今日の後の議題でも早速、今までこの進捗状況で報告していた内容が定例報告で、目標の今の状況、目標の達成状況等を説明させていただく。

それから、差異の解消の取組についても参考資料で出して、しっかりと責任を果たしていきたい。

(理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、今ご意見いただいたように改革の状況については継続的に確認できるような形で、定例報告なり参考資料等で、確認していただけるようにしていきたいと思うので、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて、定例報告に移る。定例報告(1)令和7年5月審査分の審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----  
令和7年5月審査分の審査状況について報告。  
-----

(理事長)

ただいまの令和7年5月審査分の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

先ほど申し上げたが、コメントさせていただく。

スライド56にあるように、再審査の処理件数は各保険者もご努力をされて、減少傾向にあるということだと思う。その中で、スライド52にあるように、5月、前年に比べてだが、協会としても再審査申し出がマイナス16.7%ということで絞り込みをやっている。

しかし一方で、スライド52の右側にあるように、協会としての再審査を

認めていただいた査定件数の割合が37.7%。スライド57、折れ線グラフで見えるように少し上向きのような、これは我々も本部、各支部の500人あまりいる点検員に勉強を繰り返しやっている成果である。それから支払基金審査委員会事務局の職員、審査事務センターの職員にも講師で教えをいただいたり、意見交換は毎月繰り返しさせていただいて、我々の出している再審査の理由が、根拠が明確なのかどうかを自らも確認をする作業を繰り返している結果のものである。

結果として、スライドの59にあるように、支払基金の職員が見つけた査定の割合が原審査でも増えている。我々の再審査の申し出も原審査の向上に貢献をさせていただいている自負はしているところであるが、原審査はしっかり見ていただきたい。それからスライド60、センターの職員、それから紙レセプトを見ている審査委員会事務局の職員、大きくは出ていないが、それぞれがご努力をいただいて、原審査の段階からしっかりと査定を見つけていただいている。これは審査委員会の先生方のご指導もいただいて、職員がしっかり見つけられているということだと思う。やはり保険診療のルールを守ろうということを徹底していただくために、我々も保険者としても、再審査のときにこういう根拠でルールに反していませんかということを明確にお示しさせていただいて、また原審査に生かしていただいている。共に審査委員の専門の先生方と職員と我々一緒に努力をする、このサイクルが繰り返されることによって全体が向上して、適切な保険診療が進められていると思っているので、職員はご努力を続けていただきたいと思う次第である。

#### (診療担当者代表理事)

スライド62の訪問看護についてであるが、今月から載せるようにしたということだが、最近ホスピス住宅と言われるところの訪問看護ステーションの医療保険での訪問看護における過剰請求、不正請求が大きく社会問題化している。今月から載せるようにしたということはそういうことも背景にあるのかと思う。先ほどの説明では、審査委員による査定はしていないということだが、いわゆる過剰請求、不正請求の訪看はごく一部だと思われるので、そういうところに関しては、支払基金としてももう少ししっかりと対応されたほうが良いのではないかと思うが、その辺いかがか。

#### (理事長)

ご指摘の点については、問題意識はそのように持っている。ただ、直近で訪問看護のオンライン請求のシステム開発をする時に、厚生労働省、関係団体との話し合いの中で、査定額とシステム改修費で画面審査とかできるようにする開発経費との費用対効果等も考えてのことだと思うが、審査

はしないという扱いになったものと承知をしている。

ただ一方で、理事ご指摘のような問題があるので、例えば今、中医協でも問題がある訪問看護ステーションについては、指導の対象にすることを検討するとされていて、審査支払機関からの情報共有についても検討するとされているので、今後、保険局医療課とも連携しながら、どのように審査支払に関する情報提供をするのかについても、協議が進められるものと認識をしている。

私どものほうのデータとしても、例えば一律に同行訪問をしているとか一律に夜間の加算を取っているとか、そういう訪問看護ステーションをピックアップすることは技術的にはできるので、今後、医療課ともよく相談しながら、どのようなことが審査支払機関としてできるのかについても、検討させていただきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

ぜひ悪貨が良貨を駆逐しないように、早いうちにそういったものには対応していただくのがよろしいと思うので、厚労省や日医との連携も含めてしっかり対応していただきたい。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて、定例報告(2)令和7年6月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----  
令和7年6月審査分の特別審査委員会審査状況について報告。  
-----

(理事長)

ただいまの令和7年6月審査分の特別審査委員会審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、定例報告(3)令和7年6月理事会議事録

の公表についてであるが、6月理事会の議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である西尾理事、茂松理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。全体を通して、何か質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

一つ診療担当側として質問したい。マイナ保険証が非常に普及してきて、支払基金も主体的にマイナ保険証の顔認証リーダーの普及にご尽力をいただき、今マイナ保険証は85%ぐらい普及していると思う。

その中で、データヘルス計画の更なる進行ということで、9月からスマートフォンによる資格確認がスタートすると聞いている。6月ぐらいからiPhoneとAndroid共に、もうスマホに搭載をされているということで、医療現場にはスマホしか持ってこない人がそろそろお見えになっていて、スマホしか持ってこないのに読み取りができない場合、どう対応するのか。全額自費で頂くのか、保険診療はできないと言ってお断りするののかという受付窓口での対応と、もう一つは8月分で国から補助金でスマホ対応のものを配っていくと。多分それも支払基金が主導して行われると思うが、その計画がどのくらいのペースで、9月からできるところからやってくれということだが、我々はスマホだけ持ってこられても、現場で困ってしまうということで、その辺の計画なり現場の対応をどうしたらいいか教えていただければありがたい。

(理事長)

まず、当面のことで言うと、Androidについては令和5年5月からスマホ搭載をされており、iPhoneについては令和7年6月24日から搭載をされている。

スマホについては、汎用カードリーダーで読み取るということであるので、実証事業が第一次が7月1日から18日、第二次が8月4日から15日に全部で15の医療機関、薬局で実施をされることになっている。

8月中に汎用カードリーダーを準備していただかないと読み取りができないので、その補助の分を割り引いて購入していただけるようなECサイトを8月から運用することになっている。

通常はスマホだけ持ってきて、マイナポータルを開ければマイナンバーカードの資格情報は分かるが、汎用カードリーダーがないと電子証明書の読み取りとかはできないということかと思うが、承知している限りでは、顔認証付きカードリーダーが動かない場合、現在も資格情報のお知らせとマイナンバーカード両方を見せることによって受診できることになっているが、マイナンバーカードを搭載したスマホしか持ってこない場合には、

スマホでマイナポータル資格情報さえ見せれば当面は受診できるという運用をするものと認識している。

この取扱いについては、本当はマイナンバーカードと、資格情報のお知らせかマイナポータル資格情報の両方を見せてくださいというのが原則であるので、汎用カードリーダーがない医療機関でマイナンバーカードが搭載されたスマホだけ持ってきた人は、マイナポータルに書いてあることさえ見せれば、受診ができないということはなく、10割を払っていただくことがないようにされるものと、運用はそのようにしていくことになるのではないかと考えている。

(診療担当者代表理事)

スマホから読み取ってマイナポータルを開けて、資格情報が確認できれば、医院の受付にそれを持ち込んでということか。

(理事長)

マイナポータルを開けていただくと、そこで資格情報が確認できるので、それができれば一応受診できる扱いだと承知している。

(診療担当者代表理事)

了解した。

(診療担当者代表理事)

今の件だが、恐らく支払基金では十分に細かいことを把握されていないと思うので、これは厚労省の連携室に直接確認されたほうが確実かと思う。

スマホに関しては、スマホのマイナ保険証に対応できるところは、恐らく9月から仕組みとしては始まるが、そこに対応できるのは本当にごく一部しかないはずである。したがって厚労省に対しては、日本医師会としてもごく一部しかできないのだから、初めて受診するところ、あるいはスマホによる確認が自分として確認できていないところには必ずマイナンバーも一緒に持参してくださいということを必ず周知するようにお願いしているし、日本医師会としてもポスターを作った。当院ではスマホによるマイナ保険証に対応してないので、必ずマイナンバーカードを持参してくださいと、このような周知を国としてしっかりやるとともに、例えば歯科医師会等でも日本医師会等も参考にさせていただいて、周知されると良いと思うが、細かいことは厚労省に直接ご確認されたほうが良いかと思う。

(理事長)

よく連携を図りながら周知を図っていきたいと思う。ご指摘に感謝申し

上げる。

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、8月25日、月曜日の午後3時から開催する予定としているので、日程の確保方、よろしくお願い申し上げます。

令和7年7月28日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 紙 田 英 明

診 療 担 当 者 代 表 理 事 長 島 公 之